

## ●香川県監査委員公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成30年7月6日

香川県監査委員	三谷和夫
同	大西均
同	香川芳文
同	森裕行

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 平成29年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
栗林公園観光事務所	平成30年4月17日
交通政策課（航空振興室）	平成30年4月25日
交流推進課（空港経営改革推進室）	平成30年4月26日
観光振興課（国際観光推進室）	〃
県産品振興課	〃

### 4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

#### (1) 指摘事項

該当事項なし

#### (2) 指導注意事項

##### ア 収入について

前年度指導していたにもかかわらず、行政財産の目的外使用について、使用許可期間が翌年度以降にわたる場合の翌年度以降の使用料の納期限を、会計年度の初日から起算して30日以内としていないものがあった。（栗林公園観光事務所）

##### イ 手当について

超過勤務手当について、支給が漏れているものがあった。（観光振興課）

#### (3) 検討指示事項

##### ア 支出について

全国年明けうどん大会の県外PRのため団体に支出をしている負担金について、同団体の決算において次年度への繰越額が多額であることから、支出の必要性を検討する必要がある。（県産品振興課）

##### イ 契約について

さぬきうまいもんプロジェクト民間団体連携うまいもんPR事業に係る業務委託について、業務内容を明確にするなど、実施方法の見直しを検討する必要がある。（県産品振興課）